

理由書

橋本駅周辺地区は、JR 横浜線、JR 相模線及び京王相模原線の鉄道 3 路線が乗り入れ、国道 1 6 号、国道 1 2 9 号、国道 4 1 3 号及び津久井広域道路の交通結節点となっており、橋本駅南口にはリニア中央新幹線神奈川駅（仮称）の設置が予定されています。

本地区は、「相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における市街地の土地利用の方針において、商業・業務・文化機能等の集積を図り、魅力ある空間を創出し、にぎわいと魅力ある広域的な交流の拠点を形成する地区として土地の高度利用を図るものとしています。

また、「相模原市都市計画マスタープラン」における土地利用の方針においても、リニア中央新幹線の駅の整備効果や圏央道相模原インターチェンジとの近接による交通利便性を生かし、多様な都市機能の集積を図り、活力ある都市づくりを進めるため、橋本駅南口地区を中心とした土地地区画整理事業などによる土地利用の転換と、南北一体となったにぎわいの形成を進めるものとしています。

このような中、橋本駅南口地区では、リニア中央新幹線の事業用地や県立相原高校跡地等を中心としたまとまりのある一団地において、駅と街区が融合した「駅まち一体のまちづくり」を目指し、公共施設整備と土地利用転換の一体的な推進により、賑わいや回遊性のある都市空間の形成を図り、首都圏南西部における広域交流拠点としての質の高いまちづくりを実現する土地地区画整理事業が進められております。

今回、これらの位置付けと「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」におけるまちづくりの誘導方針を踏まえ、本地区における土地地区画整理事業による面的整備事業と土地利用転換を計画的に推進するため、本案のとおり、用途地域の変更に併せて、地区計画を決定するものです。